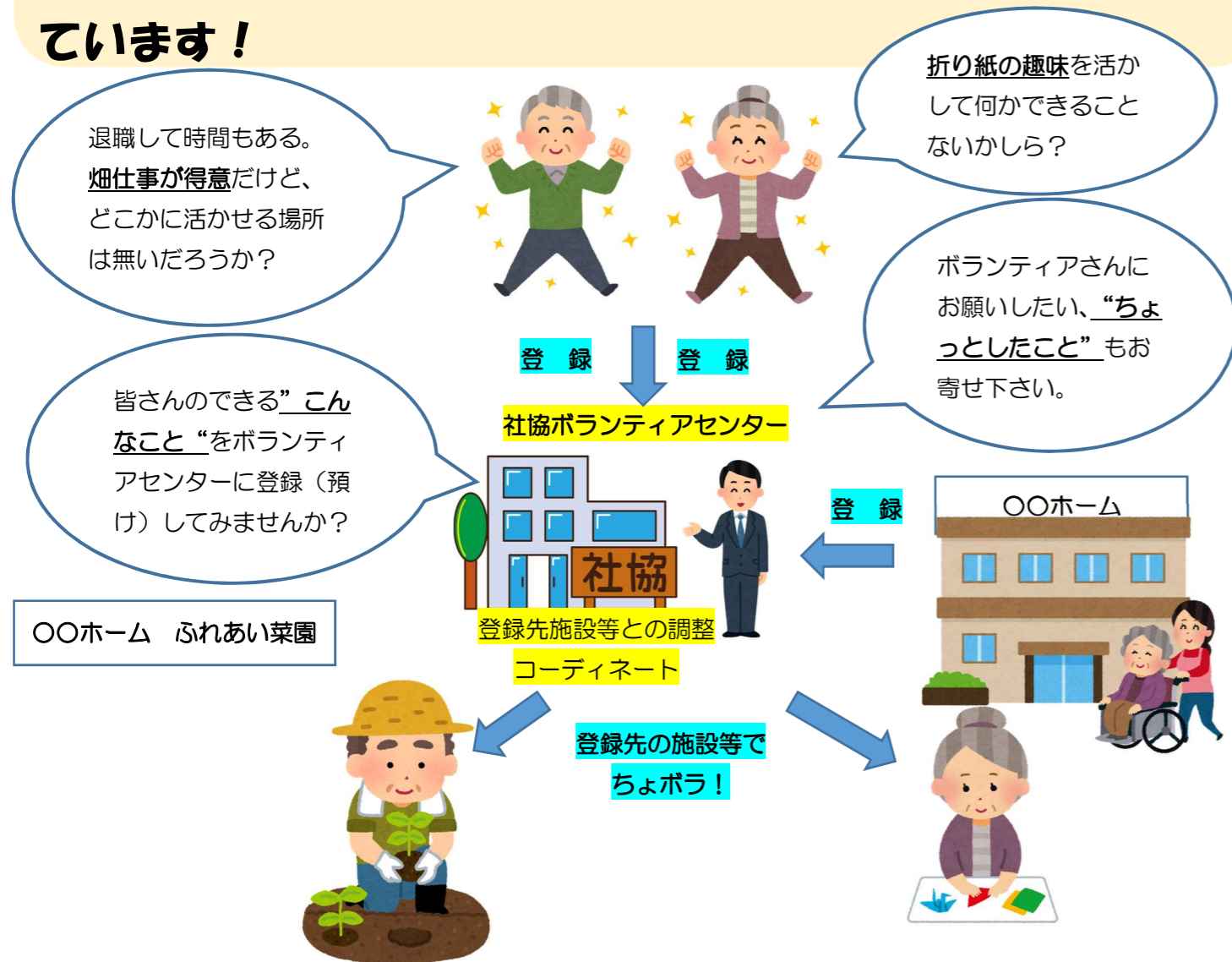


## はじめてみませんか...? “ちょボラ”

『ちょボラ』って? なーに??

○ちょっとした空き時間で、ムリなく、簡単にできるボランティア活動(ちょこっと・ちょっとしたボランティア活動)を“ちょボラ”と呼んでいます。

♪元氣なシニアの皆さん! ちょボラ始めてみませんか!  
皆さんの技術・経験ボランティアセンターに登録(預けて)してみませんか? ちょボラを希望する福祉施設等も募集しています!



## ◆コロナ禍でも「正しい知識」と「感染予防」でボランティア!

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、活動を自粛・停滞されていることと思いますが、正しい知識を身につけ、感染予防対策をしながら、ボランティア活動しませんか? マスク着用・手指消毒等の基本的な事ですが、今一度確認してみましょう。活動先に確認することも大切なことですので、相談しながらボランティア活動しましょう。



## ◆ボランティア活動の心構え

ボランティア活動の3原則

- ①「自主性・主体性」—自分からすすんで行動する  
ボランティア活動は、自分自身の考え方によって始める活動です。誰かに強制されたり、また義務として行わせる活動ではありません。自分自身の「やってみよう」という気持ちを大切にすることから、ボランティア活動が始まります。
- ②「社会性・連帯性」—ともに支え合い、学び合う  
私たちの住む社会には、様々な課題が存在します。こうした課題を発見し改善していくためには一人ひとりが考え、多くの人と協力しながら力を合わせて行動することが大切です。
- ③「無償性・無給性」—見返りを求めない  
ボランティア活動は、活動目的の達成によって、出会いや発見、感動、喜びといった精神的な報酬を得る活動で、個人的な利益や報酬を第一の目的にした活動ではありません。  
※交通費や食材費などの実費弁償については無償の範囲とされています。



## ◆ご存知ですか? ボランティア活動保険

○安心してボランティア活動を行うにあたり、ボランティア活動の為の保険があります。ボランティア保険は、活動時の事故や賠償はもちろん、通院や入院なども補償されます。掛金や補償内容などは下記を参照下さい。

加入プラン		基本プラン	天災プラン	
ケガの補償 	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料(年間掛捨てとなります)		350円	500円	

※加入条件や、保険金のお支払い条件など、詳細はボランティアセンター(社協)までお問合せ下さい。なお、加入手続きについては社会福祉協議会が窓口となっています。

# ボランティア



## 空き時間や、趣味・特技を活かした "ちょボラ" 始めてみませんか？

現在、ボランティアを募集している事業所をご紹介します！ちょボラ始めてみませんか？

～ 募集している事業所はコチラ ～

### ☆斜里デイサービスセンター

#### ◎募集内容◎

毎週 月曜日～金曜日 10時～12時迄の2時間程度の間で  
利用者さんとお話しや、トランプ、囲碁、将棋など簡単なレクリエーション  
をして頂ける方。(年齢・性別問いません)

※活動日・時間など、お気軽にご相談下さい。  
お話好きな方、レクリエーションが得意な方、ボランティア活動が初めてという方  
大歓迎！どんな所か不安・・・という方、まずは見学だけでも大歓迎です！

※お願い・・・コロナ禍での活動となりますので、活動にあたっては事前に検温、  
マスクの着用、手指の消毒にご協力下さい。

◆やってみたい！・少しでも気になった方、ボランティアセンターへお問合せ下さい！

♪ボランティア活動に関する事・ボランティア活動保険に関する事などお気軽に  
お問合せ下さい♪

【問合せ先】社協ボランティアセンター（斜里町社会福祉協議会）

電話：23-4704/FAX：23-5113

### ◆ ご存知ですか？

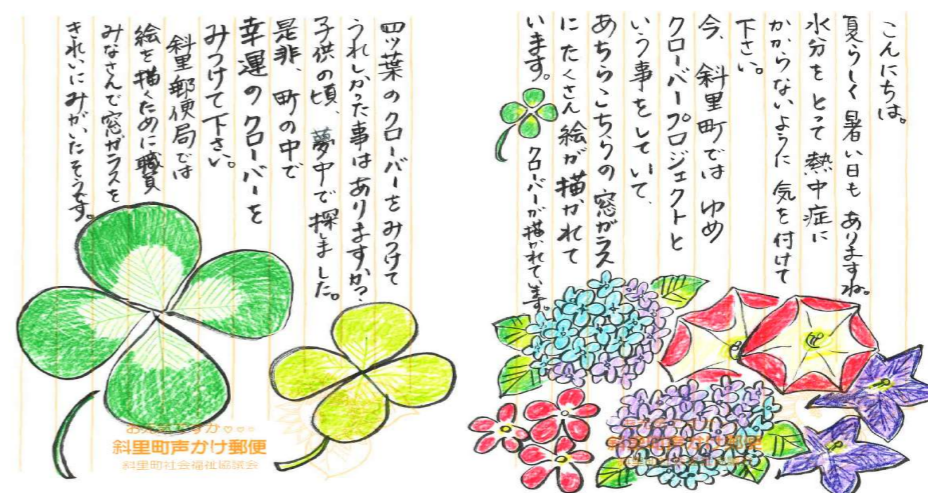
## 声かけ郵便 ◆



声かけ郵便事業は、斜里郵便局のご協力を頂きながら、平成4年度から実施している事業です。  
内容としては、町内に住む一人暮らしの方の安否確認として、『月に一度、ボランティアさん等が書  
いた手紙を郵便局の外交員の方が直接声をかけ、手紙を手渡ししながら安否確認を行う』事業です。

ボランティアセンターでは、お手紙を書いて頂けるボランティアさんを募集しています！

空いている時間に“ちょボラ”しませんか？？



↑ボランティアさんが書いてくれた、素敵なお手紙をご紹介します！

#### 【声かけ郵便 Q&A】

Q1 手紙は毎月書かなければならないの？

A1 毎月でなくても構いません。2カ月に1度、3カ月に1度など、ご自身の負担にならない  
程度で定期的なご協力をお願いします。

Q2 手紙は、どんな用紙に何枚書いてもいいのですか？

A2 声かけ郵便専用の「便せん」をお渡しします。書いていただく枚数指定はありません。

Q3 書いたお手紙は、どこに届けばいいの？

A3 声かけ郵便は月末に発送しています。20日頃を目途に社会福祉協議会までお届をお願い  
致します。

(声掛け郵便専用封筒 黄色い封筒が目印です)

◆始めてみようと思った方・もっと詳しく知りたい方  
お気軽にボランティアセンターまでお問合せ下さい。

【問合せ先】 斜里町社協ボランティアセンター

斜里町文光町52番地17

電話23-4704/FAX23-5113

